

【宗教法人等に関する特別委員会】

（１）審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出 1 件であり、可決された。

また、本委員会付託の請願 1 種類 1 件は、保留となった。

〔法律案の審査〕

宗教法人法の一部を改正する法律案は、宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため、複数の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とし、信者その他の利害関係人で正当な利益があると認められるものに備付け書類の閲覧を認め、宗教法人に対し備付け書類のうち一定の書類の写しを所轄庁に定期的に提出させることとするとともに、公益事業以外の事業が宗教法人の目的に反していること等の疑いがあると認めるときは、所轄庁が宗教法人から報告を求め、又はこれに質問することができることとする等の措置を講じようとするものである。

本法律案については、11月22日、本会議において趣旨説明が行われ、今回の法改正の目的、宗教法人審議会の審議の状況、政教分離と憲法第20条第1項の解釈、法改正と信教の自由の侵害の可能性、宗教教育に対する総理大臣及び文部大臣の認識、宗教法人の認証制度見直しの可能性、宗教法人に対する優遇課税措置の見直しの必要性、オウム真理教に係る犯罪捜査状況と同教団への破壊活動防止法の適用の適否などについて質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、11月22日に趣旨説明を聴取し、同月27日から村山総理大臣、島村文部大臣のほか関係大臣に対して、①今回の宗教法人法改正の目的、②宗教法人審議会の審議の在り方、③憲法に定める信教の自由と政教分離の意義、④宗教団体の政治活動の在り方とこれに関する政府の見解、⑤所轄庁の変更と宗教法人に対する管理強化の可能性、⑥事務所備付け書類の閲覧請求の意義及びこれを請求できる信者等の範囲とその判断主体、⑦収支計算書を作成しないことができる小規模宗教法人の基準を法律に規定しない理由、⑧備付け書類の所轄庁への提出の趣旨及びこれと国政調査権との関係、⑨所轄庁の宗教法人に対する報告聴取及び質問権の内容と必要性、⑩宗教法人に対する優遇税制の在り方と見直しの必要性、⑪オウム真理教に係る犯罪捜査状況と同教団への破壊活動防止法の適用の適否、⑫オウム真理教類似事件の再発防止策といわゆるカルト教団への対応策などの諸問題について質疑が行われた。

また、12月4日には参考人として神社本庁総長岡本健治君、駒澤大学文学部教授洗建君、日本大学法学部教授北野弘久君、創価学会会長秋谷栄之助君、善隣教教主久隆積君、全国靈感商法対策弁護士連絡会事務局長山口廣君から意見を聴取し質疑を行い、同5日には宮城県及び広島県の両県に委員を派遣して地方公聴会を開催し、同6日には中央公聴会を開催し、公述人として日本大学法学部教授百地章君、慶應義塾大学法学部教授小林節君、青山学院大学法学部教授棚村政行君、真宗大谷派僧侶鈴木徹衆君、学習院大学名誉教授飯坂義明君から意見を聴取し質疑が行われた。

12月7日、質疑終局後、討論に入り、平成会を代表して荒木委員より反対、自由民主党・自由国民会議を代表して久世委員より賛成、日本社会党・護憲民主連合を代表して淵上理事より賛成、日本共産党を代表して有働理事より賛成の意見が述べられ後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決した。

なお、全会一致で1項目の附帯決議を付した。

(2) 委員会経過

○平成7年11月10日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成7年11月22日（水）（第2回）

- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について島村文部大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成7年11月27日（月）（第3回）—— 総括質疑 ——

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について村山内閣総理大臣、河野外務大臣、島村文部大臣、野坂内閣官房長官、武村大蔵大臣、宮澤法務大臣、深谷国務大臣、橋本通商産業大臣、宮崎経済企画庁長官、青木労働大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年11月28日（火）（第4回）—— 総括質疑 ——

- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について村山内閣総理大臣、河野外務大臣、深谷国務大臣、島村文部大臣、野坂内閣官房長官、野呂田農林水産大臣、宮澤法務大臣、武村大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年11月29日（水）（第5回）

- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）につい

て村山内閣総理大臣、島村文部大臣、野坂内閣官房長官、宮澤法務大臣、深谷国務大臣、橋本通商産業大臣、武村大蔵大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成7年11月30日（木）（第6回）

- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について島村文部大臣、武村大蔵大臣、宮澤法務大臣、深谷国家公安委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成7年12月1日（金）（第7回）

- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）の審査のため参考人の出席を求めること、委員派遣を行うこと及び公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。
- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について野坂内閣官房長官、島村文部大臣、深谷国務大臣、橋本通商産業大臣、武村大蔵大臣、宮澤法務大臣、田島参議院法制局長、政府委員及び宮内庁当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月4日（月）（第8回）—— 参考人招致 ——

- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

神社本庁総長	岡本 健治君
駒澤大学文学部教授	洗 建君
日本大学法学部教授	北野 弘久君
創価学会会長	秋谷栄之助君
善隣教教主	力久 隆積君
全国靈感商法対策弁護士連絡会事務局長	山口 廣君

○平成7年12月6日（水）（公聴会 第1回）

- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

日本大学法学部教授	百地 章君
慶應義塾大学法学部教授	小林 節君
青山学院大学法学部教授	棚村 政行君
真宗大谷派僧侶	鈴木 徹衆君

○平成7年12月7日（木）（第9回）—— 締めくくり総括質疑 ——

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について村山内閣総理大臣、野坂内閣官房長官、島村文部大臣、深谷国務大臣、宮澤法務大臣、橋本通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第17号） 賛成会派 自民、社会、共産

反対会派 平成、参フ、新緑

なお、附帯決議を行った。

○平成7年12月13日（水）（第10回）

- 請願第58号を審査した。
- 宗教法人法改正等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決
17	宗教法人法の一部を改正する法律案	衆	7.10.17	7.11.22	7.12.7 可決 附帯決議	7.12.8 可決	7.10.31 宗教法人 特委	7.11.10 可決	7.11.13 可決
				○ 7.11.22 参本会議趣旨説明 ○ 7.10.31 衆本会議趣旨説明					

（4）成立議案の要旨・附帯決議

宗教法人法の一部を改正する法律案（閣法第17号）

【要 旨】

本法律案は、宗教法人をめぐる社会状況及び宗教法人の実態の変化に対応し、宗教法人制度の適正な運用を図るため所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 他の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する

宗教法人の所轄庁を文部大臣とすること。

2 事務所備付け書類の見直しとその一部の写しの所轄庁への提出

(1) 宗教法人は収支計算書を作成し、これを事務所に備えなければならないとすること。

(2) 宗教法人は、毎会計年度終了後4月以内に、宗教法人法で定める事務所備付け書類のうち、役員名簿、財産目録、収支計算書、貸借対照表（作成している場合に限る。）、境内建物（財産目録に記載されたものを除く。）に関する書類、第6条の事業（公益事業及びそれ以外の事業）に関する書類の写しを所轄庁に提出しなければならないとすること。

3 宗教法人は、信者その他の利害関係人であって、事務所備付け書類（2（2）の書類のほか、規則、認証書、議事に関する書類及び事務処理簿）を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、当該閲覧請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、閲覧させなければならないとすること。

4 宗教法人審議会の委員数を10人以上20人以内とすること。

5 第79条（公益事業以外の事業の停止命令）、第80条（認証の取消）、第81条（解散命令）に関する所轄庁の報告徴収及び質問

(1) 所轄庁は、宗教法人について、次の事由に該当する疑いがあると認めるときは、宗教法人に対し、業務等の管理運営に関する事項に関し、報告を求め、又は職員に質問させることができることとする。この場合において、職員が質問するために宗教法人の施設に立ち入るときは、宗教法人の代表役員等の関係者の同意を得なければならないとすること。

① 収益事業により得た収入を当該宗教法人等のために使用していないこと。

② 宗教法人が認証時において宗教団体としての要件を欠いていたこと。

③ ②の場合のほか、宗教法人について第81条第1項に規定する解散事由があること。

(2) (1)の場合においては、所轄庁が文部大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に、所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会に、報告を求め、又は質問をさせる事項、理由を示して諮問し、意見を聞かなければならないとすること。

6 その他

(1) この法律は、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、所轄庁が都道府県知事である宗教法人が他の都道府県内に境内建物を備えている旨の文部大臣への届出等については、公

布の日から施行すること。

- (2) 当分の間、宗教法人は、収益事業を行わない場合であって、一会計年度の収入の額が寡少であり文部大臣が宗教法人審議会の意見を聞いて定める額の範囲内にあるときは、収支計算書を作成しないことができることとする。
- (3) その他経過措置等所要の措置を講ずること。

【附帯決議】

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

宗教に関する制度改正、事務処理に当たっては、宗教団体の実情を十分に勘案し、関係者の意向に留意して適切に対処すること。

右決議する。